

自衛艦等の艦船部品に係る物品調達契約希望業者募集要項

次の契約を希望する者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

分任支出負担行為担当官
舞 鶴 地 方 総 監 部
経 理 部 長 春 木 秀 之

記

1 調達予定品目

平成19年度における舞鶴造修補給所艦船部が要求元である自衛艦等の艦船部品に係る物品調達契約

なお、対象品目については、別紙第1のとおり。

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省及び契約担当官等から、取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者

(5) 平成19・20・21年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売等」の資格を有し、近畿地域の競争参加資格を有する者

(6) 別紙第1に記載する品目又は同等品の納入実績を有する者(他省庁、地方公共団体も含む。)

(7) 販売権等が必要な場合は、当該販売権等を有する者

(8) 調達しようとする品目(純正部品又は同等品(製造元が使用を保証した部品))の性能及び納期を保証できること

(9) 納入後の不具合に関する対応が迅速かつ、継続的に可能な者

3 技術資料等の提出

(1) 提出する技術資料等

応募する者は、「参加表明書」(別紙第 2 のとおり。) 及び次に掲げる資料 (以下「技術資料等」という。) を提出しなければならない。

ア 平成 19・20・21 年度資格審査結果通知書 (写し)

イ 会社の財政状況・経営成績を証する書類 (直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要)

なお、新会社法移行後に決算を行っていない場合は、旧商法による同等の書類

ウ 調達をしようとする品目又は同等品の契約実績一覧表 (直近の過去 5 年間ににおける最新の 5 件又は 5 件に満たない場合は当該期間中の全件) (別紙第 3 のとおり。) 及び契約書又は請書 (写し)

エ 前項第 7 号から第 9 号に規定する体制・能力を証明する書類 (販売権等の証明書、製造元からの保証書等)

オ 上記アからエの技術資料のうち、別件の募集要項への参加表明書により、分任支出負担行為担当官舞鶴地方総監部経理部長へ提出済みの書類がある場合は、その書類に限り提出を省略することができる。その場合は、参加表明書に提出済みであることを記入するものとする。

(2) 提出期間

平成 19 年 8 月 17 日 (金) ~ 平成 19 年 8 月 27 日 (月)

(3) 提出先

海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部契約課審査係

〒 625 - 0087

京都府舞鶴市字余部下 1190 番地

0773 - 62 - 2250 (内線 2255)

(4) 提出部数

各 1 部

4 技術資料の審査等

(1) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊等の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

(2) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊等の担当者から設備等の調査のため、協力依頼があった場合には、(下請を含む。) 工場等への立ち入り

を含め、調査に協力しなければならない。

5 審査結果の通知

技術資料等を提出した者のうち、履行能力があり競争に参加させることが適当と認められた者は、審査合格の通知を行う。その他の者に対しては、審査不合格の通知を行う。

6 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、分任支出負担行為担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受領した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口：舞鶴地方総監部経理部契約課審査係

イ 時間：直接持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後5時まで、ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受領した日から3日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、分任支出負担行為担当官は、疑義の再申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

- (4) 疑義にかかる費用については、申し立て人の負担とする。

7 応募に当たっての留意事項

応募者は応募に当たり、次の各号について、同意した上で応募するものとする。

- (1) 資料提出に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。
- (2) 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
- (3) 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
- (4) 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
- (5) 提出資料は、原則として返却しないものとする。
- (6) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

「自衛艦の艦船部品に係る物品調達」公募件名一覧

番号	製 造 元	公 募 件 名
1	いすゞマリン製造(株)	ディーゼル機関部品
2	新潟原動機(株)	ディーゼル機関部品
3	三菱重工業(株)	ディーゼル機関部品
4	ヤンマーディーゼル(株)	ディーゼル機関部品
5	川崎重工業(株)	ガスタービン機関用吸気バイパスドア及び同制御装置部品
6	川崎重工業(株)	軸系及びプロペラ装置部品
7	三菱重工業(株)	軸系及びプロペラ装置部品
8	(株)ミカサ	前部・後部船尾管及び軸ブラケット軸受材
9	石川島造船化工機(株)	旋回式推進装置部品
10	三菱重工業(株)	舵取機部品
11	ユニバーサル造船(株)	舵取機部品
12	ナカシマプロペラ(株)	バウスラスト装置部品
13	(株)田邊空気機械製作所	空気圧縮機部品
14	(株)日本サーモエナー	補助ボイラ及び温水ボイラ部品
15	(株)サクラ	造水装置部品
16	(株)大浜鉄工所製	冷却器部品
17	(株)中北製作所	蒸気減圧弁及び同弁部品
18	東洋精機(株)	空気減圧弁及び同弁部品
19	日本電気航空宇宙システム(株)	デジタルコードレス電話機及び同付属品
20	川崎重工業(株)	ガスタービン主機電装品用部品
21	池上通信機(株)	ITV装置用部品
22	(株)日本エレクトリック・インストルメント	電動ウインドワイパ及び同部品
23	大石電機工業(株)	照明灯及び同部品
24	オリジン電気(株)	海洋生物付着防止装置制御装置用部品
25	三波工業(株)	静止型電力変換装置(MK84)整備用器材
26	フジクラ(株)	陸電ケーブル展張・揚収器材
27	東洋エレクトロニクス(株)	掃海艇艦橋盤用警報プリンタ
28	大石電機工業(株)	PG用100V移動用レセプタクル
29	大石電機工業(株)	内火艇用配電箱
30	東洋エレクトロニクス(株)	リレーチェッカー

(記 入 例)

舞鶴地方総監部経理部長 殿

〇 〇 株 式 会 社
代表取締役 〇 〇 〇 〇

印

参 加 表 明 書 (舞監公示第28号)

標記について、下記のとおり応募します。

記

番号	製造会社	公 募 品 目	備 考
26	フジクラ(株)	陸電ケーブル展張・揚収機材	

- 添付書類：1 平成19・20・21年度審査結果通知書（写し）
2 平成〇〇年〇月期有価証券報告書及び監査報告書
3 契約実績一覧表及び契約書又は請書（写し）
4 製造元からの販売権証明書
（以下は該当分を追加記載）

過去 5 年間の同種及び類似役務契約実績一覧表

番号	業 務 名	発 注 者	履行期間

様式は A4 版横書きでも可